別表六の二 (三十一) の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以 下「震災特例法」といいます。)第25条の3第1項 《連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇 用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》、第 25条の3の2第1項《連結法人が企業立地促進区域 等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人 税額の特別控除》又は第25条の3の3第1項《連結 法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を 雇用した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用 を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括 弧の中に記載してください。

「同上のうち特定給与等の額4」は、「同上のう ち損金の額に算入される金額3」の金額のうち平成 31年4月1日から令和3年3月31日までの間に令和 3年改正法附則第 110 条第2項 (連結法人が復興産 業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の 法人税額の特別控除に関する経過措置》の指定を受 けた連結法人がその指定をした同項に規定する旧認 定地方公共団体(福島県又は福島県の区域内の市町 村を除きます。) の作成した同項の旧認定を受けた 同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する 旧復興産業集積区域(令和2年改正前の東日本大震 災復興特別区域法第2条第3項第2号イ(定義)に 規定する地域を含む市町村の区域を除きます。)内 に所在する令和3年改正法附則第110条第2項に規 定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する 旧被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給 与等の額を記載します。

- 3 「法人税額の特別控除額の個別帰属額6」は、震災特例法第25条の3第1項の規定の適用を受ける場合(その連結法人又はその連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人のいずれかが、令和3年改正法附則第110条第2項の規定によりみなして適用する震災特例法第25条の3第1項の規定の適用を受ける場合(以下「みなし適用の場合」といいます。)を除きます。)又は震災特例法第25条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は〔30)×(5)(18)」」を消し、みなし適用の場合には「〔30)×(5)(18)」又は」を消します。
- 4 「個別税額控除相当額11」は、震災特例法第25条の3の2第1項(同項の表の第1号に係る部分に限ります。)の規定の適用を受ける場合には「10、15又は」を消し、同項(同表の第2号に係る部分に限ります。)の規定の適用を受ける場合には「、15又は20」を消し、同項(同表の第3号に係る部分に限ります。)の規定の適用を受ける場合には「10、」及び「又は20」を消します。
- 5 「税額控除限度額 26」は、震災特例法第 25 条の 3 第 1 項の規定の適用を受ける場合(みなし適用の場合を除きます。)には「又は 20」及び「、〔((16)-(17)) × $\frac{10}{100}$ + (17)× $\frac{7}{100}$] 又は[(20)× $\frac{20}{100}$ + (22)× $\frac{10}{100}$ + (24)× $\frac{15}{100}$]」を消し、みなし適用の場合には「〔(16)× $\frac{10又は20}{100}$]、」及び「又は〔(20)× $\frac{20}{100}$ + (22)× $\frac{10}{100}$ + (24)× $\frac{15}{100}$]」を消し、震災特例法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける場合には「〔(16)× $\frac{10又は20}{100}$]、〔((16)-(17)) × $\frac{10}{100}$ + (17)× $\frac{7}{100}$] 又は」を消し、震災特例法第 25 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける場合には「(16)-(17)0 × $\frac{10}{100}$ + (17)× $\frac{7}{100}$] 又は〔(20)× $\frac{20}{100}$ + (22)× $\frac{10}{100}$ + (24)× $\frac{15}{100}$] 又は〔(20)× $\frac{20}{100}$ + (22)× $\frac{10}{100}$ + (24)× $\frac{15}{100}$]」を消します。